

業 務 仕 様 書

1 業務名

令和7年度 自転車通行空間整備に係る調査検討業務

2 業務の目的

自転車通行空間の整備について、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（令和6年6月改定、国土交通省道路局・警察庁交通局）」※¹（以下「ガイドライン」という）及び「札幌市自転車通行空間整備 実施計画2025」※²を踏まえ、令和8年度以降に自転車通行位置の明確化を行う予定の路線において、詳細な道路現況調査を行い、既存道路の区画線や人孔等の位置関係を踏まえたうえで矢羽根型路面表示※³等の設置位置を検討することを目的とする。

また、自転車通行位置の明確化を行う予定の路線の一部において、矢羽根型路面表示の設置位置の検討と共に、車道内に自転車通行空間を確保するため、車道の幅員構成の見直しによる道路空間の再配分に伴う区画線設置位置の検討を行うことを目的とする。

さらに、過年度に矢羽根型路面表示等の設置位置の検討を行った路線のうち、路肩幅員1.5m以上の区間について、整備コスト削減型矢羽根型路面表示※⁴への修正を行うことを目的とする。

※1：国土交通省ホームページ

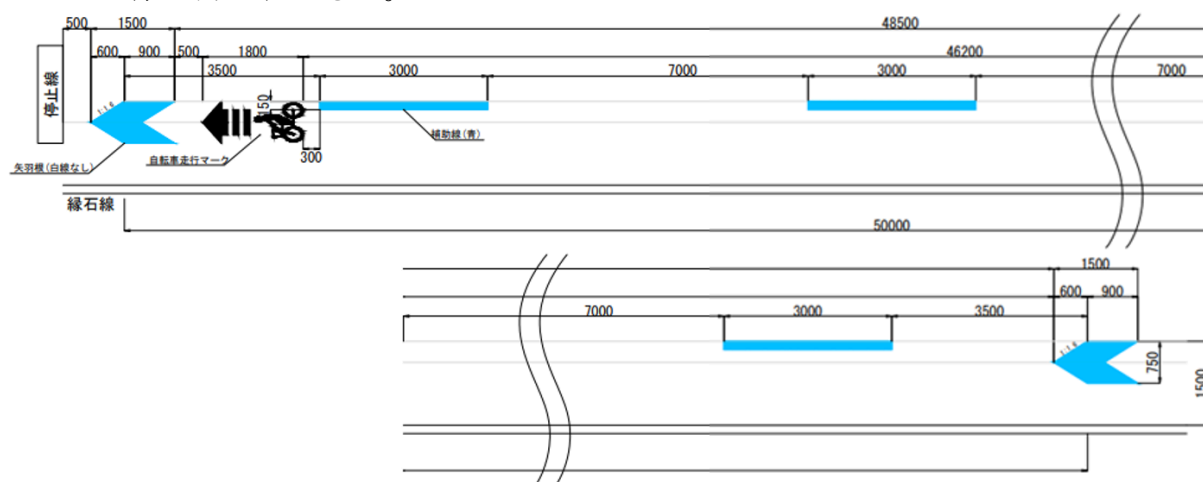
(<https://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/pdf/guideline.pdf>) にて掲載。

※2：市ホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/jitensha/tsukoichi.html>) にて掲載。

※3：「ガイドライン」において、整備形態を車道混在とする場合に設置することとしている自転車の通行位置を示す路面表示。

※4：矢羽根型路面表示の設置間隔を標準の10mから50mに広げて、その間を補助線で明示するもの。



整備コスト削減型矢羽根型路面表示のイメージ

3 履行期間

契約締結日から、令和8年（2026年）3月25日までとする。

4 業務内容（矢羽根型路面表示等の設置位置の検討）

（1）対象路線

別添路線図（別添1－2～1－6、1－8、1－11）参照

（2）道路現況調査

- ・受託者は、対象路線の現地踏査を行い、以下の項目について調査すること。
 - ア 車線構成（中央帯、車線、路肩）別の幅員
 - イ 横断歩道、停止線の位置（取付道路交差点も含む）
 - ウ 横断歩道及びその周辺の低下縁石の位置・延長、舗装の種類（取付道路交差点も含む）
 - エ 自転車横断帯の位置（取付道路交差点も含む）、区画線の幅・延長、道路標示、法定外路面表示の位置・個数
 - オ 道路雨水桝の位置
 - カ 路肩及び第一車線内にある人孔類の位置
 - キ バス停及びタクシー乗り場の位置
 - ク 「矢印」、「追突注意」、「ドット線」、「エスコートライン」等の道路標示、路面表示の位置
 - ケ 自転車歩行者専用道路との交差点における自転車の出入口及びその周辺の低下縁石の位置・延長
 - コ 車道内におけるカラー舗装、インターロッキング舗装等の特殊舗装の範囲
 - サ 道路標識「普通自転車等及び歩行者等専用(325の3)」（普通自転車等の歩道通行可の規制を実施しているもの）、道路標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可(114の2)」、「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分(114の3)」の設置位置
 - シ 歩行者用信号機横に設置されている「歩行者自転車専用」標識の設置位置
- ・現況が分かるように交差点の前後及び街区の中間でそれぞれ1箇所以上写真を撮影し、写真帳を成果品として提出すること。
- ・路面と雨水桝・人孔類との段差が著しい場合（概ね3cm以上）は、その段差を計測し、4（3）で作成する現況平面図に表示すること。
- ・自転車横断帯が残存している場合や、横断歩道の幅よりも低下縁石の幅が著しく広い場合（概ね1m以上）は、自転車横断帯の位置、区画線の幅・延長、道路標示、路面表示の位置・個数、横断歩道の端から低下縁石の端までの延長を計測し、4（3）で作成する現況平面図に表示すること。
- ・自転車歩行者専用道路の出入口及びその周辺の低下縁石の位置・延長を計測し、4（3）で作成する現況平面図に表示すること。
- ・サ、シについては、委託者が公安委員会と協議する際に把握しておく必要があることから、写真を撮影するとともに、設置されている位置を4（3）で作成する現況平面図に表示すること。

※延長に変更が生じる場合は、委託者と協議すること。

(3) 図面作成

受託者は、7の貸与データ等を利用して作成した平面図に、道路現況調査で把握した既存の区画線や人孔類を反映したうえで、矢羽根型路面表示等を配置した計画平面図を作成する。なお、矢羽根型路面表示等の配置は「ガイドライン」によるものとする。

ただし、路肩幅員1.5m以上（流雪溝路線は路肩幅員2.0m以上）の区間、石狩・手稲通（新川南通～前田町有地線間）、樽川通（稲山通～手稲駅西通間）については、整備コスト縮減型矢羽根型路面表示の設置を検討しているため、詳細は委託者と協議すること。

国道と道道・市道との交差点については、委託者と国道管理者との協議図面としても使用するため、道路台帳図を基に国道・道道界または国道・市道界を明示し、矢羽根型路面表示等の数量の旗揚げを国道部分と国道以外とに分けて記載すること。

バス停周辺には、バス停部路面表示及びバス停ちゅういマークを配置する。詳細は委託者と協議すること。

委託者と公安委員会との協議により、“自転車注意”等の法定外表示を設置する場合は、計画平面図に法定外表示の配置を記載するとともに、各文字・記号の寸法等を明記した法定外表示詳細図を作成する。

細街路交差点の既設ドット線に矢羽根型路面表示等の設置予定位置が重なる場合は、委託者と公安委員会との協議により、ドット線を消去することとなるため、区画線消去図を作成する。詳細は委託者と協議すること。

自転車横断帯が残存している場合は区画線消去図を作成する。

横断歩道の幅よりも低下縁石の幅が著しく広い場合（概ね1m以上）は、横断歩道の幅と低下縁石の幅をほぼ一致させる必要があるため、札幌市歩道施工ガイドライン^{※5}に基づき、縁石布設替図を作成する。

自転車歩行者専用道路の出入口の周辺に適当な位置に低下縁石がない場合についても、同様に縁石布設替図を作成する。

縁石布設替に伴い、歩道勾配を変えなければならない場合は、札幌市歩道施工ガイドラインに基づき路盤や舗装の撤去、復旧範囲を検討し、併せて図面に記載すること。

また、図面の縮尺はA1判で印刷することを想定した数値で記載すること。

※5：市ホームページ (<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/hodo-seko/>) にて掲載。

(4) 数量調書作成

受託者は、4(3)で作成した図面を基に、工事発注に必要な、矢羽根型路面表示、区画線、縁石等の数量を算出し、路線ごとに数量調書にまとめる。詳細は委託者と協議すること。

(5) 照査及び報告書作成

受託者は、下記に示す事項を標準として照査を行う。

- ア 現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているのかの確認を行い、内容が適切であるかについて照査を行う。

- イ 雨水桙・人孔類等の支障物件、自転車横断帯の残存状況、横断歩道及びその周辺の低下縁石等の現地踏査結果が平面図に反映されているかの照査を行う。
- ウ 矢羽根型路面表示、バス停部路面表示等の設置位置が「ガイドライン」によって計画され、平面図に反映されているか、支障物件周辺について設置位置が適切に計画されているかの照査を行う。
- エ 各図面の寸法、数値、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

受託者は、矢羽根型路面表示等の設置位置の検討の成果として、計画平面図、作業計画、現地踏査結果等について報告書を作成する。

また、「ガイドライン」に明記されていない、交差点内の設置位置・間隔、パーキング・メーター等設置部の設置位置等についても設置位置等の考えを報告書に記載すること。

なお、特殊形状の交差点等において、委託者と公安委員会との協議の結果、設置位置・間隔の変更や法定外表示を設置することとなるなど、通常と異なる箇所については、留意事項として設置位置等の考えを報告書に記載すること。

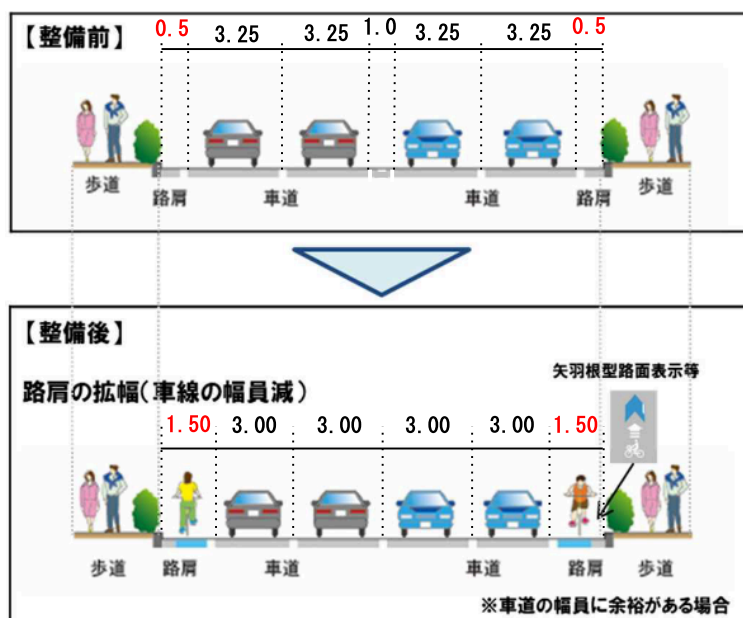
整備コスト縮減型の矢羽根型路面表示についての記載内容は、委託者と協議すること。

5 業務内容（道路空間再配分に伴う区画線等設置位置及び矢羽根型路面表示設置位置の検討）

（1）対象路線

別添路線図（別添1－2、1－8、1－9）参照

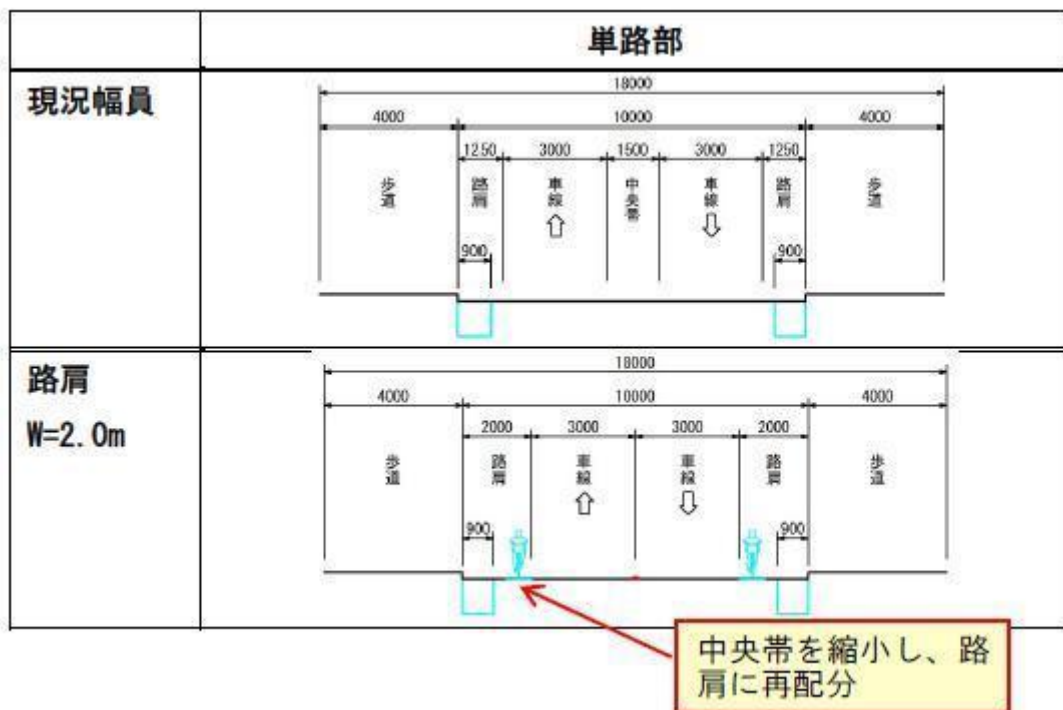
各路線、交差点において、現道内整備を基本とし、「ガイドライン」I-13に記載の空間再配分の検討例を参照し、既存の車道幅員を変えず、車道の幅員構成の見直し（道路空間再配分）による自転車通行空間の確保を行うため、過年度の交差点予備設計成果を参考にし、区画線等設置位置及び矢羽根型路面表示設置位置の検討を行う。



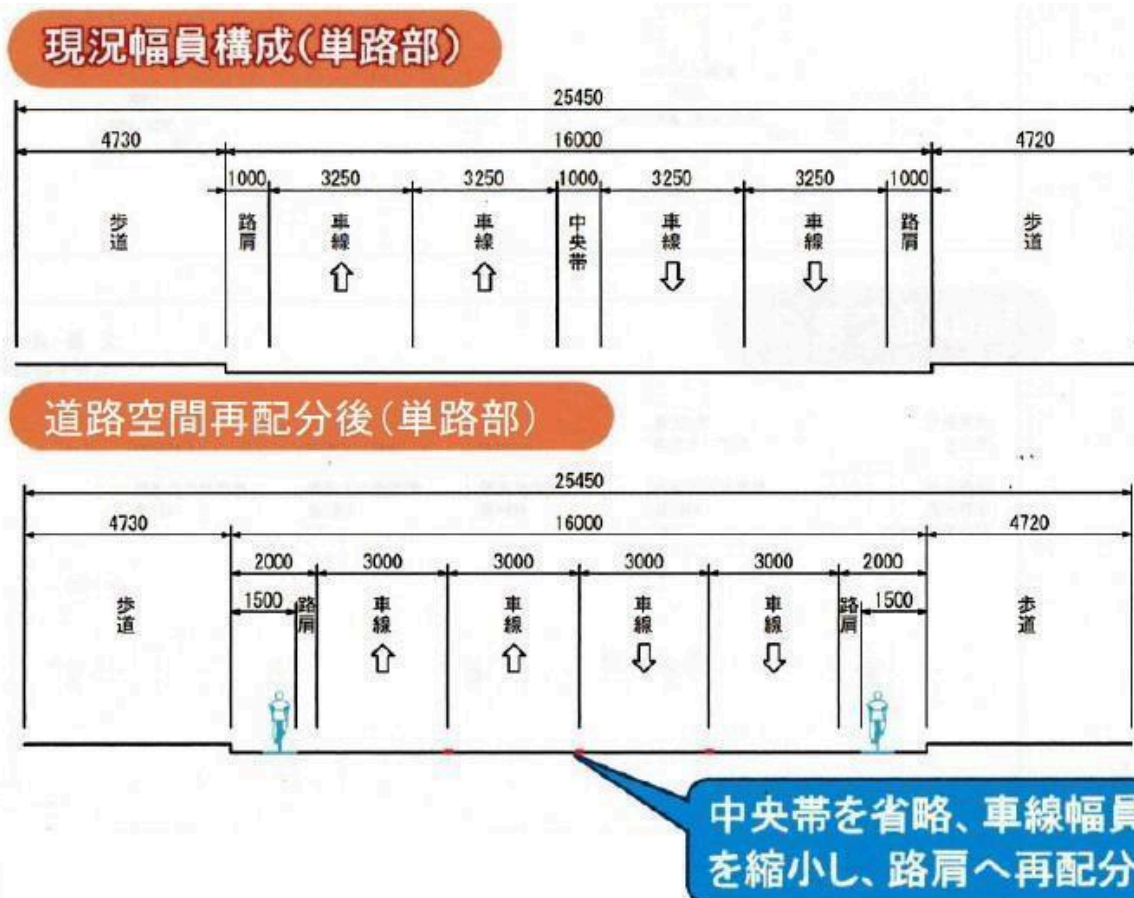
車線幅員縮小による道路空間再配分のイメージ

自転車通行空間の幅員は、原則、雨水桙蓋幅を除いて1.0m以上の自転車通行空間（路肩幅員を1.5m以上、流雪溝路線は路肩幅員を2.0m以上）を確保すること。ただし、自動車の交差点処理の関係から交差点前後で幅員の確保が難しい場合は、その限りではないが、委託者と協議して設計条件を決めること。なお、各路線の設計条件は以下の通り。詳細は委託者と協議すること。

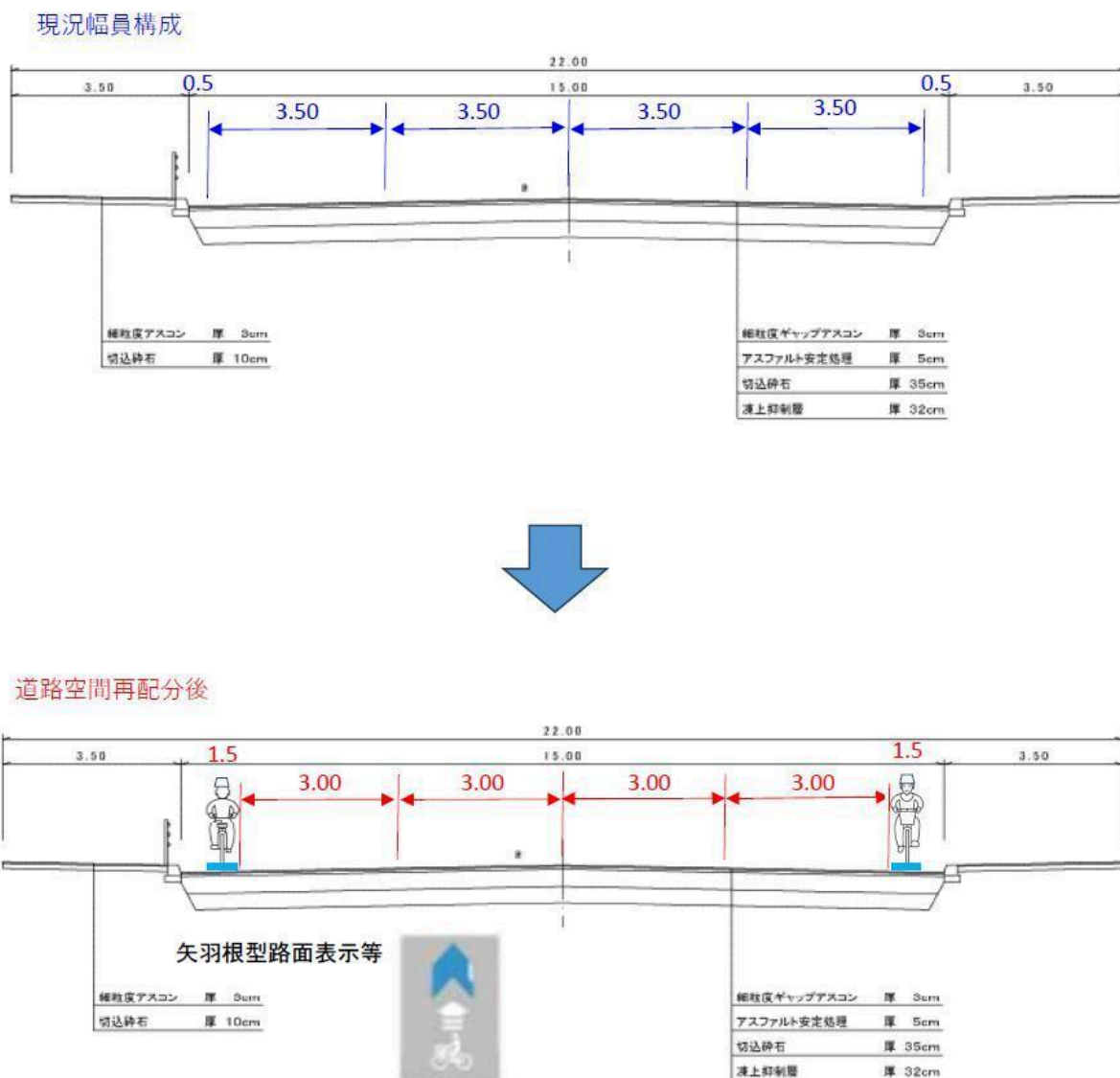
No.	路線名	検討内容	既存資料	当業務完了後の予定	留意事項
1	琴似・栄町通（下手稲通～鉄工団地通間）	簡易中央帯削減による自転車通行空間の確保	[下手稲通～八軒第2号線間] ・平面図及び交差点図あり（施工履歴図） ・交差点予備設計成果、交通量調査データあり 琴似・栄町通×下手稲通 [八軒第2号線～鉄工団地通間] ・平面図あり（矢羽根設計図） ・交差点予備設計成果、交通量調査データあり 琴似・栄町通×八軒第11号線 琴似・栄町通×鉄工団地通	工事	流雪溝路線のため、単路部で路肩幅員2.0mを確保し、交差点付近でもできるだけ路肩幅員を確保すること。 路肩幅員2.0m以上の区間においては、整備コスト削減型矢羽根型路面表示とする。
2	石狩・手稲通（新川南通～前田町有地線間）	簡易中央帯削減及び車線幅員縮小（4種1級から4種2級への変更）による自転車通行空間の確保	[新川南通周辺] ・平面図あり（施工履歴図） [その他区間] ・交差点予備設計成果、交通量調査データあり 石狩・手稲通×前田中央通 石狩・手稲通×稲山通 石狩・手稲通×前田町有地線	工事	単路部で路肩幅員2.0mを確保し、交差点付近でもできるだけ路肩幅員を確保すること。 全区間において整備コスト削減型矢羽根型路面表示とする。
3	副都心団地3号線（厚別青葉通～副都心団地2号線間）	車線幅員減少による自転車通行空間の確保	・平面図あり（矢羽根設計図） ・交通量調査データあり 厚別青葉通×副都心団地3号線 副都心団地3号線×副都心団地7号線 副都心団地3号線×新札幌バスターミナル 副都心団地3号線×副都心団地6号線	工事	単路部で路肩幅員1.5mを確保し、交差点付近でもできるだけ路肩幅員を確保すること。 全区間において整備コスト削減型矢羽根型路面表示とする。



琴似・栄町通 道路空間再配分イメージ（単路部）



石狩・手稲通 道路空間再配分イメージ（単路部）



副都心団地3号線 道路空間再配分イメージ（単路部）

（2）設計内容（区画線等設置位置検討、矢羽根型路面表示等設置位置検討）

過年度の交差点予備設計成果を精査した上で、道路空間再配分の内容について、交差点及び単路部の標準横断面を参考にし、交差点及び単路部の区画線（中央線、車線境界線、外側線等）設置位置、交差点手前の「矢印」等の道路標示、路面表示、矢羽根型路面表示等の設置位置の検討を行う。

過年度業務で作成した矢羽根型路面表示等の計画平面図（以下、「矢羽根設計図」という）がある区間については、道路空間再配分の内容について、「矢羽根設計図」に反映させ、交差点及び単路部の区画線設計、矢羽根型路面表示等の修正設計を行う。

区画線等の位置変更を伴うため、委託者は道路法95条の2第1項の規定により公安委員会の意見を聴取する必要があり、公安委員会に協議図面等を提出する必要があることから、現況と変更後の区画線等位置が比較できるよう、既存の「矢

羽根設計図」に変更後の区画線等を作図するとともに、現況と変更後の幅員構成を表した標準断面図を「矢羽根設計図」内に追加すること。詳細は委託者と協議すること。

道路現況調査、図面作成、数量調書作成、照査及び報告書作成については、4（2）～4（5）に準ずることとし、区画線等の位置変更を伴うため、以下の項目も合わせて行うこと。

- ・関係機関との協議資料の作成

関係機関（公安委員会）との協議資料・説明用資料の作成を行う。

6 業務内容（整備コスト縮減型矢羽根型路面表示への修正）

（1）対象路線

別添路線図（別添1－1、1－2、1－6、1－7、1－10）参照

（2）設計内容

過年度業務で作成した「矢羽根設計図」について、路肩幅員1.5m以上（流雪溝路線は路肩幅員2.0m以上）の区間の矢羽根型路面表示を標準型から整備コスト縮減型へ修正すること。詳細は委託者と協議すること。

図面作成、数量調書作成、照査及び報告書作成については、4（3）～4（5）に準ずること。

また、二十四軒・手稲通（川添通～琴似・栄町通間）の都心方向について、西警察署から車道に“自転車注意”の路面表示の設置を求められており、その設置位置の検討も合わせて行うこと。詳細は委託者と協議すること。

7 貸与データ

必要に応じて、委託者で管理している道路情報について貸与を受け、業務の参考とすること。

- ・道路台帳図（shapeファイル、PDF）、札幌市現況図
- ・R12 将来推計交通量
- ・札幌市 一般交通量調査 標準実施要領
- ・過年度の交通量調査データ
- ・過年度の道路空間再配分検討成果（交差点予備設計成果含む）
- ・過年度の「矢羽根設計図」成果
- ・過年度の施工履歴図
- ・道路空間再配分の検討に係る過去の所轄警察署との協議記録

8 提出書類

（1）契約後速やかに

①業務着手届、②主任技術者等指定通知書、③技術者等経歴書

※②には、技術者等が受託者との直接的な雇用関係にあることを示す書類

（資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料）を添付すること。

なお、有効期限前の健康保険被保険者証の写しを確認書類としてもよい。

ただし、いずれの書類を提出する場合においても、被保険者等記号・番号

及び保険者番号（これらの情報が読み取れる二次元バーコードを含む。）にマスキングを施した状態で提出すること。

(2) 業務着手打合せの前に

④「法定外の労災保険」の保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写し

(3) 現地踏査前までに

⑤業務計画書〔業務概要、現地踏査方法、工程表、連絡体制表（緊急時を含む）、その他必要事項を記載〕

(4) 毎月月初め及び業務完了時

⑥委託業務月報（札幌市土木設計業務共通仕様書 様式第1－1号）及び業務スケジュール管理表（同共通仕様書 様式第1－7号）

(5) 業務完了時

⑦完了届（別添2）、⑧成果品目録、⑨成果品

9 成果品の詳細

(1) 業務報告書、打合せ記録簿、写真帳、計画平面図等 書類形式1部

(2) 電子データ 1部

※図面のファイル形式はPDF及びdwgとする。

※その他報告書等のファイル形式はPDF及び、広く一般に使用されている形式（Word、Excel等）とする。

※計画平面図等の書類について、A4判を超えるサイズで印刷する場合は、A4判ファイルに収まるよう、折り畳んで納品すること。

10 法定外の労災保険の付保

本業務において、受託者は法定外の労災保険に付さなければならない。札幌市土木設計業務共通仕様書に準じ、「法定外の労災保険」の保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを、業務着手打合せの前に、担当職員へ提出すること。

11 環境配慮

(1) この業務の遂行にあたっては、再生紙を活用するなど、環境に最大限配慮すること。また、成果品（報告書）については、可能な限り100%再生紙を使用すること。

(2) 打合せ時や現地調査等にあたっては、公共交通機関の優先利用、自転車の活用、自動車の乗合い、効率的な輸送手段へ転換（モーダルシフト）、走行ルートの短縮化、共同運行等に努めること。

(3) 備品等の必要最低限の購入、環境に配慮した原材料・部品・製品・サービス等の優先的購入・調達、環境配慮に取り組む事業者からの優先的購入・調達に心がけること。

12 その他

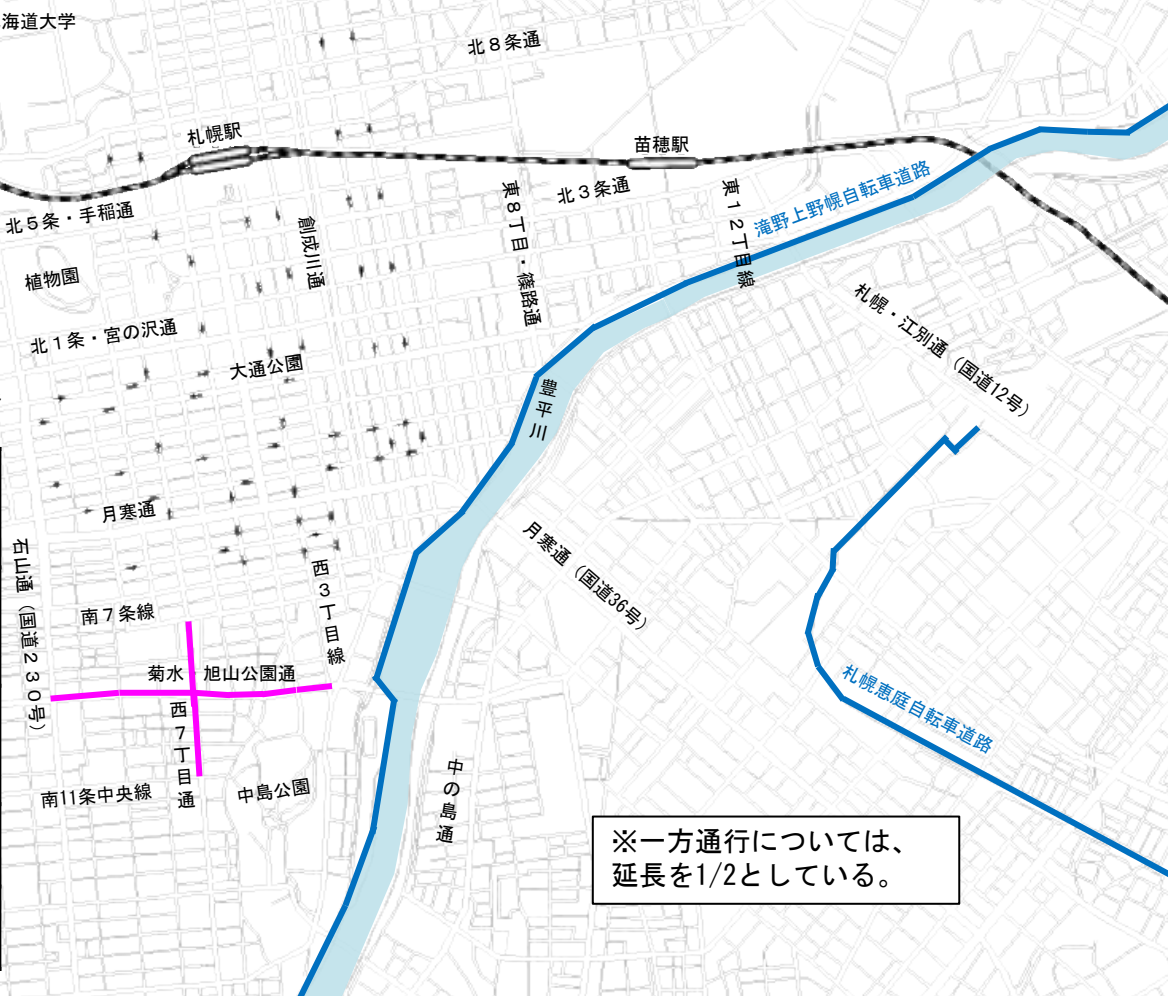
(1) 委託者と受託者の打合せ（業務着手時、中間、成果品納入時）には主任設計者が立ち会うこととする。なお、中間打合せは1回とする。

(2) 業務の進捗工程については、委託者と協議し進めること。

- (3) 過年度の交差点予備設計成果、矢羽根設計図、施工履歴図等の内容を鵜呑みにせず、内容を精査した上で業務を進めること。
- (4) 各検討に当たっては、その決定根拠及びそれに基づく文献等（頁）を明確にすること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項は、札幌市土木設計業務共通仕様書の記載内容に従うほか、委託者、受託者双方協議のうえ、決定する。
- (6) 受託者は業務上知り得た事項を、第三者に委託者の許可なく漏らしたり、転用したりしてはならない。
- (7) この業務内容について疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議し、その業務を遂行すること。

自転車通行位置の明確化
矢羽根型路面表示等の設置位置の検討路線図
＜都心アクセス路線＞

路線名	延長 (km)	条件
菊水・旭山公園通	1.11	路肩1.5m、整備コスト 縮減型への修正
西7丁目通	0.66	路肩2.0m、整備コスト 縮減型への修正
計	1.77	



自転車通行位置の明確化
矢羽根型路面表示等の設置位置の検討路線図
＜地下鉄琴似駅・JR琴似駅周辺＞

別添 1－2



路線名	延長 (km)	条件
鉄工団地通	0.24	2車線、矢羽根設計
桑園・発寒通	0.46	4車線、矢羽根設計
琴似・栄町通(下手稲通～ 八軒第2号線間)	0.30	2車線、区画線設計＋矢羽根設計、路肩2.0m への変更、整備コスト縮減型
琴似・栄町通(八軒第2号 線～鉄工団地通間)	0.55	2車線、区画線設計＋矢羽根修正、路肩2.0m への変更、整備コスト縮減型への修正
二十四軒・手稲通	0.60	路肩1.5m、整備コスト縮減型への修正
		※点線区間“自転車注意”の設置位置検討
計	2.15	

自転車通行位置の明確化
矢羽根型路面表示等の設置位置の検討路線図
＜地下鉄宮の沢駅周辺＞

別添 1－3



自転車通行位置の明確化
矢羽根型路面表示等の設置位置の検討路線図
＜地下鉄円山公園駅、西28丁目駅周辺＞

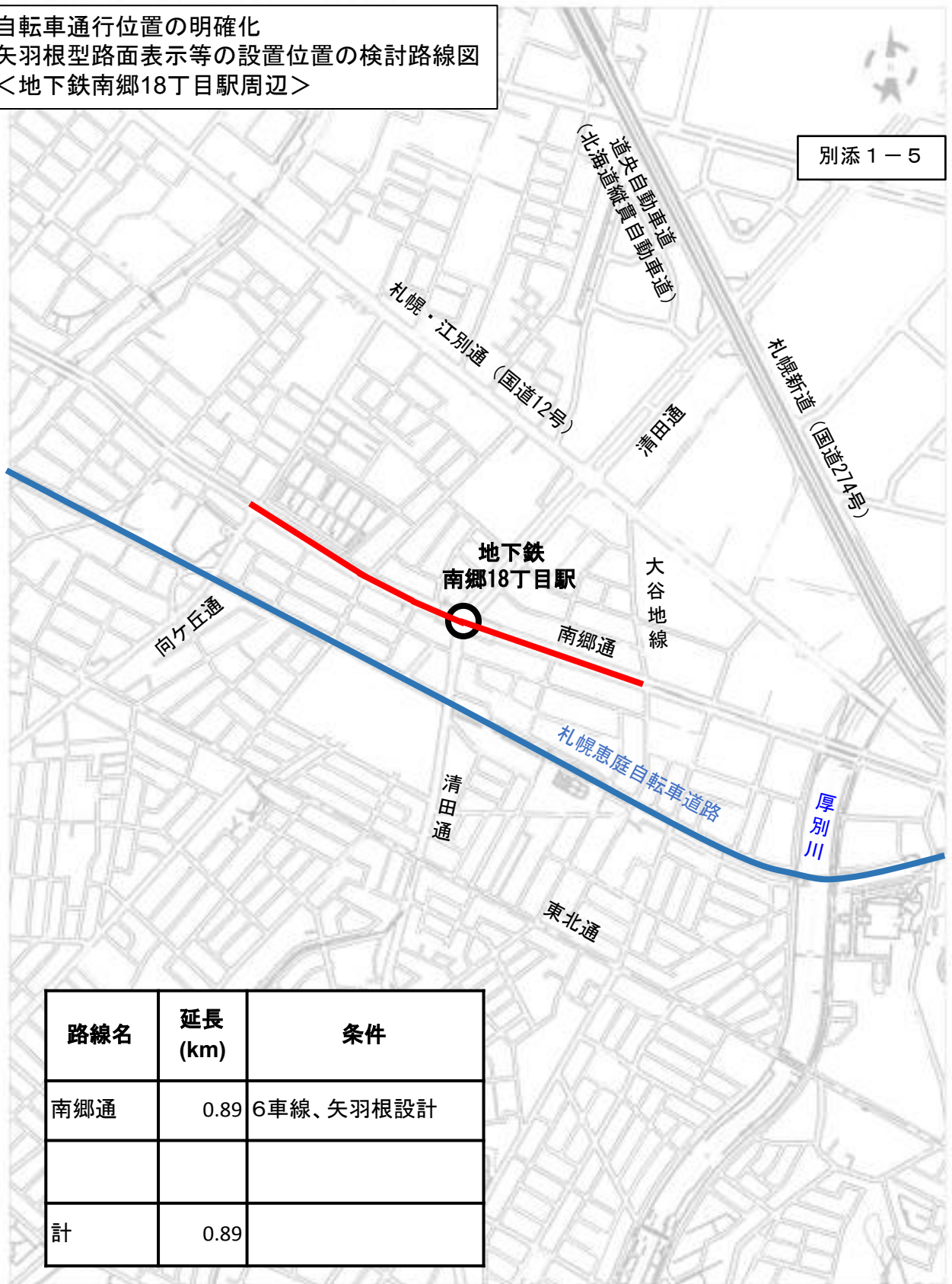
別添 1 - 4

路線名	延長 (km)	条件
西25丁目通	0.41	4車線 矢羽根設計
環状通	0.44	6車線 矢羽根設計
山の手通	0.59	4車線 矢羽根設計
計	1.44	



自転車通行位置の明確化
矢羽根型路面表示等の設置位置の検討路線図
＜地下鉄南郷18丁目駅周辺＞

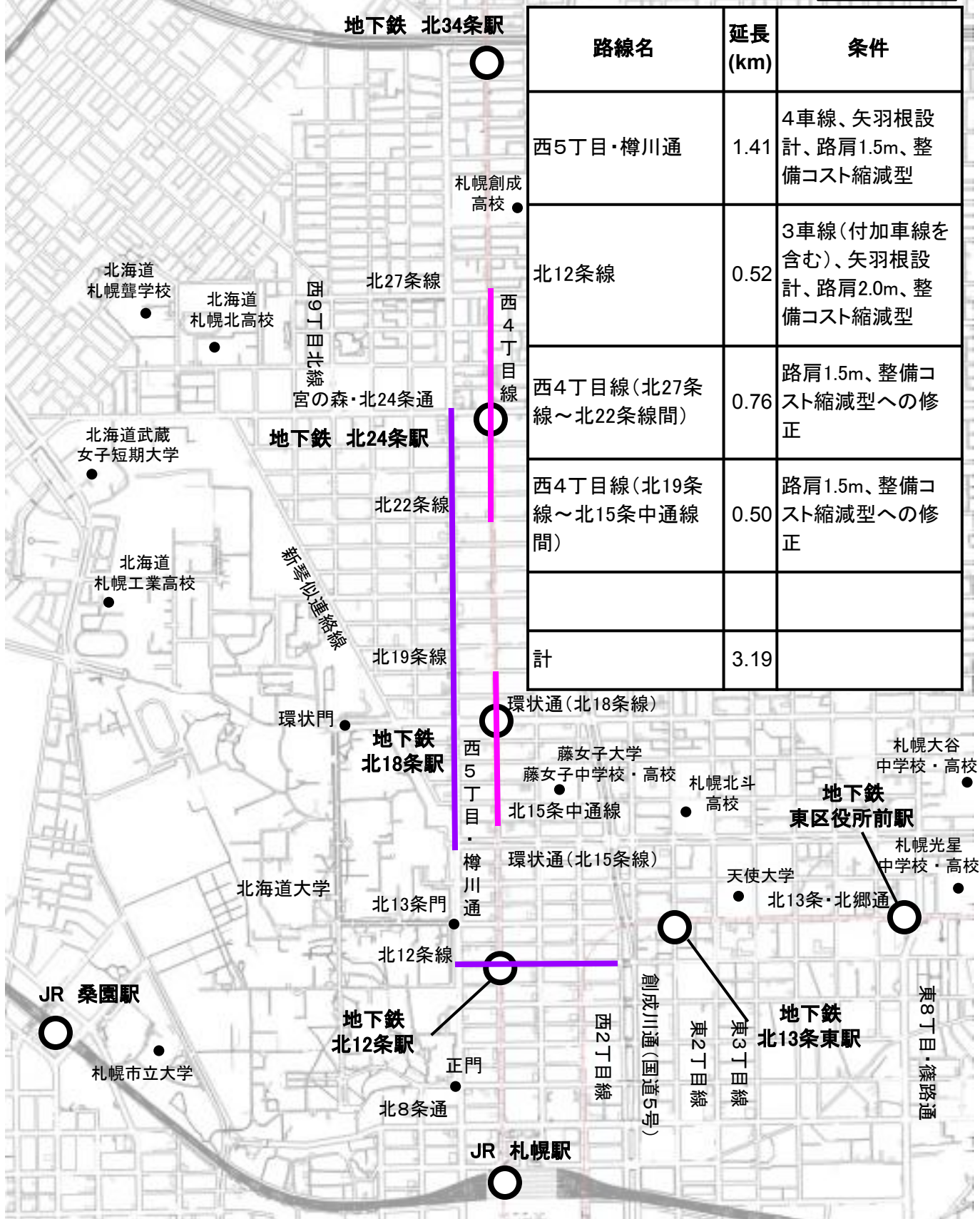
別添 1－5



路線名	延長 (km)	条件
南郷通	0.89	6車線、矢羽根設計
計	0.89	

自転車通行位置の明確化
矢羽根型路面表示等の設置位置の検討路線図
＜地下鉄北24条駅、北18条駅、北12条駅周辺＞

別添 1 - 6



自転車通行位置の明確化
矢羽根型路面表示等の設置位置の検討路線図
＜JR白石駅周辺＞

別添 1－7



自転車通行位置の明確化
矢羽根型路面表示等の設置位置の検討路線図
＜JR手稲駅周辺＞

前田森林公園
北海道
札幌高等養護学校



別添 1 - 8

北海道札幌手稲高校

新川

大学西通

北海道科学大学

北海道科学大学高校

新川南通

前田中央通

稲山通

下手稲通

樽川通

手稲駅西通

前田町有地線

樽川通

手稲駅北通

石狩・手稲通

真駒内茨戸東雁来自転車道路

中の川

手稲駅前通

○
JR
手稲駅

手稲駅裏通線

手稲駅北通

北5条・手稲通(国道5号)
二十四軒・手稲通

路線名	延長 (km)	条件
石狩・手稲通	1.66	4車線、区画線設計＋矢羽根設計、路肩2.0mへの変更、整備コスト縮減型
樽川通(稲山通～下手稲通間)	0.52	2車線、矢羽根設計、路肩1.5m、整備コスト縮減型
樽川通(下手稲通～手稲駅西通間)	0.84	4車線、矢羽根設計、路肩0.5m、整備コスト縮減型
手稲駅前通	0.30	4車線、矢羽根設計
計	3.32	

自転車通行位置の明確化
矢羽根型路面表示等の設置位置の検討路線図
＜地下鉄新さっぽろ駅・JR新札幌駅周辺＞



別添 1 - 9

JR厚別駅

厚別青葉通

厚別東通

厚別西通

札幌・江別通 (国道12号)

厚別中央通

副都心団地3号線

JR新札幌駅

地下鉄
新さっぽろ駅

原始林通

厚別東通

下野幌甲横線

南郷通

厚別区役所

副都心団地2号線

札幌学院大学

地下鉄
ひばりが丘駅

札幌恵庭自転車道路

路線名	延長 (km)	条件
副都心団地3号線	0.53	4車線、区画線設計＋矢羽根修正、 路肩1.5mへの変更、整備コスト縮減 型への修正
計	0.53	

自転車通行位置の明確化
矢羽根型路面表示等の設置位置の検討路線図
＜地下鉄新道東駅周辺＞

別添 1-10

日の丸20号線

地下鉄新道東駅

札幌新道（国道274号）

札幌自動車道
（北海道横断自動車道）

東15丁目・屯田通

北28条東14・15丁目線

地下鉄元町駅

宮の森・北24条通

路線名	延長 (km)	条件
東15丁目・屯田通	0.41	路肩1.5m、整備コスト縮減型 への修正
計	0.41	

路線名	延長(km)	条件
南郷通	0.85	4車線、矢羽根設計
計	0.85	

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所
商号又は名称
職・氏名

印

名 称 令和 7 年度 自転車通行空間整備に係る調査検討業務

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

----- （ 以下、札幌市使用欄 ） -----

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

備考 立会人を省略する場合は、伺い文の「及び立会人」と「立会人 職 氏名」の部分に二重線を引いて使用すること。